

東京農業大学校友会則

第一章 総則

(名称)

第1条 この会は、東京農業大学校友会という。

(目的)

第2条 この会は、会員相互の親睦を厚くし、会員の社会活動の助長、福祉の向上を図り、あわせて、東京農業大学及び短期大学部の発展に寄与することを目的とする。

(事業の範囲)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の集会及び会議に関する事項
- (2) 会員名簿、会報の刊行及び情報の蒐集に関する事項
- (3) 各種の研究会又は講演会の開催に関する事項
- (4) 会員の就職、慶弔に関する事項
- (5) 会員のための諸施設及びその運営に関する事項
- (6) その他この会の目的を達成するために必要な事項

(本部の所在)

第4条 この会の本部は、東京農業大学校友会館に置く。

第5条 この会に本部事務局を置き、事務局に関する規定は別に定める。

第二章 会員及び会費

(定義)

第6条 この会の会員は、正会員、特別会員及び準会員とする。

2 正会員は、次の各号に掲げるものを卒業又は修了した者とする。

- (1) 東京農業大学大学院
- (2) 東京農業大学農学部、応用生物科学部、地域環境科学部、国際食料情報学部及び生物産業学部
- (3) 東京農業大学短期大学及び東京農業大学短期

大学部

- (4) 元東京農業大学本科及び選修科並びに予科
- (5) 元東京農業大学農学部及び選修科
- (6) 元東京農業大学専門部及び予科
- (7) 元東京農業大学高等科及び選修科
- (8) 元東京高等農学校及び先行科並びに選修科
- (9) 元東京農学校及び選修科
- (10) 元東京農業大学農芸化学部
- (11) 元東京農業大学農芸化学講習部
- (12) 元東京農業大学肥料分析講習所
- (13) 元東京肥料分析技術員養成講習所
- (14) 元東京農業大学農林省委託耕地整理講習部
- (15) 元東京高等農学校耕地整理講習部
- (16) 元東京農業大学満州国委託農業土木技術員講習部
- (17) 元東京高等造園学校
- (18) 東京農業大学社会通信教育部を修了し、支部の推薦を得、大学の推薦により理事会の詮衡を経て総会の承認を得た者

3 特別会員は、次の各号に掲げる者とする

- (1) 東京農業大学の教職員であって、正会員でない者
- (2) この会に特に功労のあった者で、都道府県支部長の推薦により理事会の詮衡を経て総会の承認を得た者
- (3) 東京農業大学に在籍した者で、当道府県支部長の推薦により理事会の詮衡を経て総会の承認を得た者

4 準会員は、次に掲げる者とする。

東京農業大学大学院、東京農業大学農学部、応用生物科学部、地域環境科学部、国際食料情報学部、生物産業学部及び東京農業大学短期大学部に入学を許可された者

(会費)

第7条 正会員は、この会の会費として、入会金 7,000 円、終身会費 18,000 を納めなければならない (予納金)

第8条 準会員は、入学時に会費を予納金として

25,000 円を納めるものとする。ただし、第 6 条第 4 項に規定する大学院、大学及び短期大学部を卒業した場合は予納金を第 7 条の会費に振り替えるものとする。

(会費及び予納金処置)

第9条 第 7 条及び第 8 条の規定により、すでに納入した入会金、終身会費、予納金は、これを返還しない。

2 予納金は、特別会計として管理するものとする。

第10条 準会員は、この会の施設の利用、この会が行う事業から便益を受けることができる。

(会員の除名)

第11条 この会の体面を著しく傷つけた会員は、総会の決議により除名することができる。

(資格の喪失)

第12条 会員は、次の各号の理由によりその資格を失う。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 除名されたとき。

第三章 役員を選出及び任務

(役員の数)

第13条 この会は、次の各号に掲げる定数の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 理 事 25 名以内
- (4) 監 事 3 名
- (5) 代議員 224 名以内

2 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 代議員のうちから選任された者 20 名以内 (以下第 1 号理事という)
- (2) ブロックより推薦された者 5 名以内 (以下第 2 号理事という)

(役員を選出)

第14条 会長、副会長の選出は理事の互選とする。

2 第 1 号理事及び監事は、代議員の中から代議員が選出する。

3 第 2 号理事は、ブロック代議員の中より選出する。

第15条 代議員は、正会員の中から次の各号に掲げる

基準により選出する。

- (1) 会長の推薦する者 15 名以内
- (2) 都道府県支部が支部の正会員数に比例した数で選出する者 162 名以内
- (3) 都道府県支部長 各 1 名

第16条 役員を選出に関する規定は、別に定める。

(役員任期)

第17条 役員任期は 4 年とする。ただし再任を妨げない。

(会長の職務権限)

第18条 会長は、会務を統括し、この会を代表する。

(副会長の会長代行)

第19条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠員のときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

(理事の任務)

第20条 理事は、理事会を組織して、次の各号に掲げる事項を審議し、執行しなければならない。

- (1) 事業計画、予算及び決算に関する事項
- (2) 会則及び規定の変更又は廃止若しくは規定の変更に関する事項
- (3) その他会務の執行に必要な事項

(常任理事の選出)

第21条 理事会は、前条の事業を執行するため理事の互選により 5 名以内の常任理事を置く。

(特別委員の任命)

第22条 この会は、会務を執行するため必要があると認めるときは特別委員会を置くことができる。

2 前項の特別委員は、理事会から委託された事項についてその結果を理事会に報告しなければならない。

(監事の権限)

第23条 監事は、この会の財産の状況及び理事の会務の執行状況を監査する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(代議員の任務)

第24条 代議員は、第 1 号理事、監事を選任するものとする。

(議決権の禁止)

第25条 会長、副会長、常任理事及び監事は、第 14 条

第2項の規定により役員を選出する場合の外、
代議員としての議決権は認めない。

(兼業の禁止)

第26条 理事(会長及び副会長を含む)及び監事は、
兼ねてはならない。

(役員 of 補充)

第27条 会長又は副会長に欠員を生じたときは、その
日から30日以内に補充しなければならない。

2 第1号理事又は監事に欠員を生じたときは、当選後
6ヶ月までは、次点者を順次繰り上げ当選者とする。

3 第1号理事のうち、定員の5分の1を超える者が欠
けたときは50日以内に補充しなければならない。

4 監事のうち、2人が欠けたときは、50日以内に補充
しなければならない。

5 第2号理事に欠員を生じたときは、役員選出規定に
より選出補充しなければならない。

(補充役員 of 任期)

第28条 補充によって就任した役員 of 任期は、前任者
 of 残任期間とする。

第29条 役員は、その任期が満了しても後任 of 役員が
就任するまでは、なおその職務を行う。

第30条 この会は、学校法人東京農業大学理事長及び
東京農業大学学長をそれぞれ名誉会長に推挙
する。

第31条 この会は顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会 of 詮衡を経て総会において推挙する
ものとする。

(会長 of 諮問)

第32条 名誉会長及び顧問は、重要な事項について会
長 of 諮問に応ずるものとする。

第四章 会 議

(会議 of 種類)

第33条 会議は、次 of 各号に掲げるものとする。

- (1) 総 会
- (2) 理事会
- (3) 幹事会
- (4) 支部長会

(総会 of 組織)

第34条 総会は、代議員をもって組織する。

(総会 of 招集)

第35条 会長は、毎年1回春季に通常総会を開かなけ
ればならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招
集することができる。

第36条 会長は代議員 of 3分の1以上が会議 of 目的及
び招集 of 理由を記載した書面を理事会に提出
して、総会 of 招集を請求されたときはその請
求があった費から60日以内に臨時総会を招
集しなければならない。

(総会 of 招集 of 通知)

第37条 総会 of 招集は、その会日 of 25日前までに会議
 of 日時、場所及び目的を代議員に通知しな
ければならない。

(総会 of 議決 of 事項)

第38条 次 of 各号に掲げる事項は、総会 of 議決を経な
ければならない。

- (1) 事業報告に関する事項
- (2) 事業計画、予算及び決算に関する事項
- (3) 財産 of 処分に関する事項
- (4) 会則及び規定 of 変更又は廃止若しくは規定 of 制定に関する事項
- (5) その他重要な事項

(議長 of 選出)

第39条 総会 of 議長は、総会においてこれを選出する。

(総会 of 議決 of 方法)

第40条 総会は、代議員50名以上が出席し、その議決
は出席代議員 of 過半数で決し、可否同数 of ときは議長 of 決するところによる。ただし、次
 of 各号に掲げる議事は出世代議員 of 3分の2
以上で決する。

- (1) 事業計画、予算及び決算に関する事項
- (2) 財産 of 処分に関する事項
- (3) 会則及び規定 of 変更又は廃止若しくは規定 of 制定に関する事項

2 議長は、総会 of 議決に加わることができない。

(総会 of 議事録)

第40条 of 2 総会 of 議事については、議事録を作成し
なければならない。

2 議事録には、次 of 各号に掲げる事項を記載しな
ければならない。

- (1) 開催日時及び場所
 - (2) 総数及び出席者数
 - (3) 議案
 - (4) 議事経過の概要及びその結果
 - (5) その他必要な事項
- 3 議事録には、議長の外、当日出席した代議員のうちから議長が総会の同意を得て指名した署名人 2 人が署名しなければならない。

(理事会の招集)

第41条 会長は、必要があると認めるときは、理事会を招集しなければならない。

(理事会の議決の方法)

第42条 理事会は、理事総数の過半数以上が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で決し、可否同数のときは議長決するところによる。

2 議長は、会長がこれに当る。

(理事会の議事録)

第42条の2 第40条の2の規定は、理事会に準用する。
この場合において、「総会」とあるのは「理事会」と、「代議員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

(監事会)

第43条 監事は、監事会を組織し、監事の互選により代表監事を選出する。

2 代表監事は、監事会を代表する。

3 代表監事は、必要があると認められたときには監事会を招集しなければならない。

(監査時期)

第44条 監事は、この会の財産の状況又は理事の会務の執行状況について毎年 2 回以上監査しなければならない。ただし 1 回は会計年度が終了するとき監査しなければならない。

(帳簿等の提出及び質問等)

第45条 監事は、監査に必要な帳簿又は関係書類の提出を求め、若しくは関係者に質問し、又は出頭を求めることができる。

(監事の報告義務)

第46条 代表監事は、第 23 条の規定により監査をしたときは、監事全員が出席して幹事会を開き監査事項について内容を検討し、その結果を監査した日から 1 ヶ月以内に理事会に報告しな

ければならない。

2 監事は、通常総会において監査の結果を報告するものとする。

(支部長会の任務)

第47条 支部長会は、本部と支部の一体化を図り支部相互間の連絡を密にするために全国又はブロック別に開催するものである。

(支部長会の招集)

第48条 支部長会は理事会において必要と認めるとき又は支部長の 3 分の 1 以上の請求があったとき会長はこれを招集しなければならない。

(支部長会の議決方法)

第49条 支部長会の議事は、出席し部長の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 議長は、支部長の互選により選出する。

3 理事又は監事は、支部長会に出席して意見を述べることができる。ただし、支部長会の議決に加わることはできない。

第五章 支部の設置

(支部の設置)

第50条 この会は、第 2 条の目的を達成するために都道府県及び海外に支部をおくものとする。

2 国内支部は、都道府県の行政区域を一単位として設けるものとする。

3 支部は、区域又は職域ごとに分会を設けることができる。

4 支部の名称は、東京農業大学校友会〇〇支部としなければならない。

5 支部長及び支部役員の選出は、支部総会において行うものとする。

(支部運営費の交付)

第51条 この会は、都道府県支部の運営費として本部予算の範囲内で交付金を助成するものとする。

(会長への報告)

第52条 支部長は、当該支部の会則又は規定の制定若しくは変更又は廃止をしたときは、速やかに会長に報告しなければならない。

2 支部長は、当該支部の総会を開催するときにはあらか

じめ会長に報告し、総会終了後は議事の概要を会長に報告しなければならない。

- 3 支部長は、当該支部の役員に変更があったときには、役員の住所、氏名、卒業年次、卒業学科名、職業及び役員の任期等を会長に報告しなければならない。
- 4 支部長は、当該支部役員の名簿を作成し三年毎に会長に報告しなければならない。

第六章 資産及び会計

(資産)

第53条 この会の資産は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会費
- (2) 予納金
- (3) 基本金
- (4) 寄付金
- (5) 財産及び物品
- (6) その他の収入

(会計年度)

第54条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日に終る。

(会計規定)

第55条 この会の会計に関する規定は別に定めるところによる。

附 則

この会の会則は、昭和47年4月28日から施行する。

改正	昭和51年4月24日	昭和58年4月1日
	昭和58年5月28日	昭和61年5月24日
	昭和62年5月16日	平成1年5月27日
	平成2年5月26日	平成11年5月20日
	平成20年5月22日	平成21年5月22日
	平成25年5月29日	